

2025年版



全 地 連

業務災害補償プラス

(業務災害補償保険)

ストレスチェック支援サービス(無料)付帯

使用者賠償責任補償特約を付帯した契約にセットされます。

労災事故が発生した場合、
政府労災保険の認定とは別に
保険金をお支払いします!

品確法
対応

団体制度ならではの割引率

最大約**57%*** 割引!!

* 損害率による割引40%、リスク診断割引25%、
被保険者数割引5%を適用した場合

幸福度もUP

福利厚生

企業防衛

義務化

出産・育児休業もサポート

がんなど、**疾病**も支援

業務外の死亡・ケガの補償

賠償責任のリスク対策
Ex. 過労死、パワハラ

上乗せ補償

政府労災

業務上のリスク

申込締切日

新規

2025年8月1日(金)

継続

2025年6月17日(火)

保険期間

2025年9月1日～
2026年9月1日の1年間

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

はじめに

平素より、連合会業務につきましては、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

昨今、多くの会員企業の皆様が働き方改革や業務効率化に向けた様々な対応を行なっているかと存じます。また、品確法改正に伴い、直轄工事における法定外の労災保険の加入が必須となる等、業務災害リスクへの備えが社会的な注目事項となっています。

当連合会では、地質調査および関連業務等、皆様の事業活動にかかわる従業員のケガなどのリスクをカバーする「全地連業務災害補償プラス」を運営しております。

本制度は、品確法改正に伴う直轄工事における労災上乗せ保険に対応するとともにスピーディーな保険金支払いが可能、かつ、契約方式がシンプルであり、会員企業の皆様の業務上の災害にかかわる各種費用の支出・損害賠償リスクをニーズに合わせた補償でしっかりカバーいたします。

さらに、人材採用・人財定着や健康経営の推進にとってプラスとなる各種補償をご用意しました。

是非、企業防衛と福利厚生の実をサポーターする「全地連業務災害補償プラス」をご採用くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

2025 年 5 月

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

目 次

全地連業務災害補償プラスの特長	2
業務災害補償プラスの概要	3
補償内容について	7
保険料とご加入プラン例	9
お申込方法	10
ご加入の条件	11
各種サービス	12
補償範囲	13
用語のご説明	25
事故が発生した場合のお手続き	26
ご加入にあたっての留意事項	27
重要事項のご説明	28

本制度の「約款」と「事故受付票」は代理店・扱者である株式会社ジオ・ビジネスサービスのホームページに掲載していますので、併せてご確認ください。

全地連業務災害補償プラスの特長

当制度は、一般社団法人全国地質調査業協会連合会を保険契約者とし、その加入会員を被保険者（保険契約により補償を受けられる方）とする団体保険です。

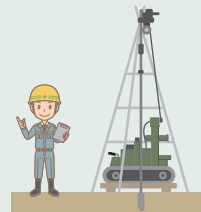
特長

1

最大約57%※割引!

団体制度ならではの割引率を適用しています。

※損害率による割引40%、リスク診断割引25%、被保険者数割引15%を適用した場合



特長

2

スピーディな保険金支払い!

従業員等の業務上の災害について、政府労災保険の認定とは別に保険金をお支払いしますので、補償金の早期支払で円満解決につながります。

特長

3

労災リスクに加え、福利厚生制度の充実に活用OK!

従業員等の業務上の災害によって会員企業の皆さまが被る各種費用の支出に対する補償に加え、業務外のリスクも補償します。

疾病による
治療



業務外の
入通院や
手術費用



出産・育児休業
支援費用



etc.

特長

4

パワハラなどの賠償リスクにも対応!

従業員に対して行ったハラスメント・不当解雇等の不当行為に起因して、会員企業の皆さまが被る賠償責任を補償します。



特長

5

幅広い補償対象者!

政府労災加入の従業員、下請負人のほか、未加入の事業主、役員、委託会社従業員、一人親方、外国人労働者も補償できます。

特長

6

経営事項審査の加点対象! (2025年1月1日現在)

経営事項審査の審査項目に定める「法定外労働災害補償制度の加入」に該当し、15ポイントの加点評価が得られます。

(注)死亡補償保険金および後遺障害補償保険金をセットすること等、所定の要件を満たすことが必要です。

特長

7

充実した付帯サービスをご活用ください!

会員企業の皆様の人事・労務に関するお悩みにお応えする様々なサービスが付帯されています。メンタルヘルスに関わる人事マネジメントや法律・税務相談などに、専門スタッフが電話でアドバイスします。

ストレスチェック支援サービス

ストレスチェック実施のためのWEB環境をご提供します。分析結果をフィードバックします。

使用者賠償責任補償特約をセットした契約に付帯されます。



人事・労務相談デスク

メンタルヘルスに関わる人事マネジメントや法律・税務相談などに、専門スタッフが電話でアドバイスします。

すべての契約に付帯されます。



地質・地形の不確実性に立ち向かう会員企業

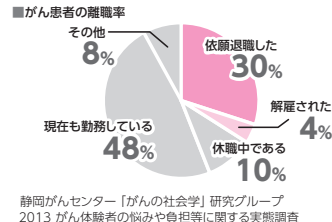
福利厚生

がんなど、疾病支援

出産・育児休業
サポート

従業員ががんになったら離職!?

がんになった約3人に1人が離職してしまう



望まない退職を防止!

疾病補償
(入院日額型)特約

脳・心臓疾患など業務外の
病気で入院した場合に入院
日数に応じ補償

従業員の
業務外の事故を補償

労災申請したけど… 業務上・通勤災害と認定され

退勤後に
交通事故!?



海外出張(私的な
行動)中に
事故!?



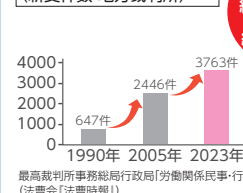
プラスして、人材採用・人財定着の一助に!

熱中症、過労死など
高額賠償リスク対策

パワハラ、不当解雇など
訴訟リスク対策

労働関係の民事訴訟件数は年々増加!

労働関係民事通常訴訟事件
(新受件数 地方裁判所)



従業員やその遺族からの
高額な賠償金への備え

使用者賠償責任補償特約

政府労災+上乗せ労災を
上回る、逸失利益、慰謝料、
葬祭費用等を補償

政府労災の上乗せ補償

品確法に対応!

政府労災の認定不要!

業務災害は年間67万件以上発生!

1日あたりの被災者数 **1,859人**

4日以上の休業が必要になる方は
約3分30秒に1人、死亡する方は
約10時間6分に1人発生しています。



厚生労働省「令和3年度労災保険事業の保険給付等支払状況」、「令和3年労働災害発生状況」

補償前後のサービスで、様々な経営リスクの軽減をはじめ、

過労死、不当解雇といわれたくない…

法律相談

予約制

人事労務相談

法律もセカンドオピニオン! 円満な労使関係の構築に!

弁護士、社労士等の専門スタッフがお応えします!



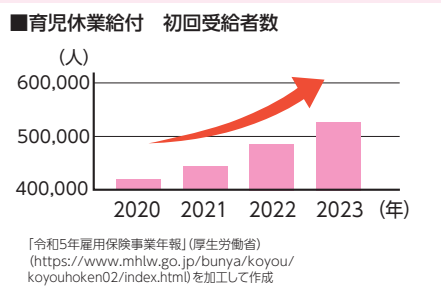
不調者のメンタル対応はどうしよう…

メンタルヘルスサポート

従業員へのケアを強化! 職場の改善

の皆様の安全・健康経営をご支援します！

育児休業給付の受給者数は年々増加！



育児を後押しする
企業風土に！

**出産・育児休業支援費用
補償特約**

休業を取得する従業員とその周りの
従業員に対して、企業が支出する
手当金等を補償

「病気」「育児」と
「仕事」の両立を支援！
若手・優秀人材の
離職防止に！

なくともフルタイム補償で安心！

社員旅行
(任意参加)中に
事故!?



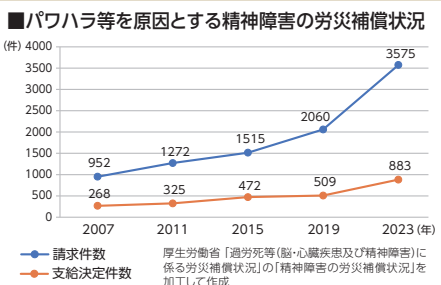
休日等、業務外の事故も補償

フルタイム補償特約

業務災害以外のケガによる、従業員
の死亡等も補償

大切な従業員を守る！
更なる円滑な業務
遂行のために！

精神障害による労災支給決定件数は増加傾向！



ハラスメントや不当解雇による
訴訟リスクへの備え

雇用慣行賠償責任補償特約

ハラスメントのほか、疾病退職等を
理由に解雇し訴えられた際の、損
賠賠償金、弁護士費用
などを補償

和解・調停の原資
従業員との円滑な
業務運営のベース！

過労で従業員が死亡したり、
後遺障害が残ったら…

**死亡補償保険金
後遺障害補償保険金**

補償金の
迅速支払！

熱中症で下請負人等が
入院・手術・通院したら…

**入院／手術／通院
補償保険金**

天災危険補償特約が自動セット！

地震や噴火、またこれらを原因とする津波により発生した事故も補償

マスト課題に対応
早期解決へ！

従業員が“生き生きと働く”職場作りに、ぜひご活用ください！

不測の退職者をださない…

ストレスチェック支援
サービス＜無料＞

使用者賠償責任
補償特約付帯！

に繋げる！

えるばし・くるみん・ユースエール認定※で働き方改革！
※公共工事の加点評価に追加
MS&AD経営サポートセンターが貴社の認定取得を
ご支援させていただきます。



インフラのインフラを支える会員企業様の守り

業務災害!? 政府労災の認定とは別にスピーディなお支払いで解決!



補償金の早期支払い

業務中に従業員がケガ等を被った場合、補償金はできるだけ早期に支払うことが重要です。



民事責任

労災上乗せ補償、損害賠償(逸失利益、慰謝料等)

業務災害・過重労働
(事故等)

雇用トラブル
(ハラスメント等)

補償金の支払い

訴訟の発生

訴訟対応のための弁護士選定(起用)等

損害賠償金の支払い

再発防止対策、職場改善



事業者を守る! 「高額な賠償金」への備え

業務災害で従業員が死亡した場合、重い後遺障害を負った場合などは、事業者が支払う賠償金は高額になります。

一家の大黒柱が死亡し、訴訟となった場合

ケース 30才/男性/年収約500万円(月例給与30万円、賞与約5か月)/被扶養者2名(配偶者・子1名)

計算例

1 逸失利益

被災しなければ得られたであろう将来の収入金額

収入金額(年収) 500万円 × 1 - 生活費控除率^(※1) 30% × ライフニッツ係数^(※2) 22.167

(※1) 被災者が一家の大黒柱(被扶養者2名)の場合の係数

(※2) 就労可能年数を37年間とした場合の係数(2022年12月現在)

約7,760万円

2 慰謝料

遺族や本人の精神的苦痛に対する損害

約2,800万円

被災者が一家の大黒柱であった場合の金額

3 葬祭費用等

被災したことにより、支出を余儀なくされた費用

約400万円

治療関係費用、葬祭関係費用、弁護士費用など

逸失利益
約7,760万円

慰謝料
約2,800万円

葬祭費用等 約400万円

賠償金
約1億960万円

約9,960万円は
企業の自己負担!



遺族補償年金前払一時金

1,000万円

給付基礎日額 × 1,000日分
1万円

(※3) 政府労災保険の遺族補償年金は、一時金での給付を選択した場合、この給付された一時金を賠償額から差し引くことができます。

民法

労働安全衛生法
労働施策総合推進法
男女雇用機会均等法
育児・介護休業法

パワハラ
セクハラ
マタハラ
で責任追及されたら...



使用者賠償責任補償特約
雇用慣行賠償責任補償特約で
弁護士費用も補償!

高額な保険金お支払い事例

■業務災害の事故例

事故の概要と保険金支払額	事故の概要と保険金支払額
地質調査のためにボーリング作業中に掘削箇所に入り込んだところ、掘削内部の側面が崩壊し、土砂が流入。掘削内部で作業中だった従業員が胸腹部圧迫により窒息死。当該事故について政府労災の認定を受けた。	自宅で従業員が倒れているところを従業員の妻が発見。救急搬送されたが、死亡が確認された。死因は急性心不全であり、直近1か月の残業時間が100時間であったこと等から、政府労災の認定を受けた。
5,000万円	2,000万円

■業務災害における使用者賠償責任

事故の概要と保険金支払額
工事会社の従業員が、クレーンによる基礎内作業を行っていたが、ワイヤーが破断しスクリューが落下。他の従業員に衝突し、右脛骨を負傷した事故で勤務先に対し安全配慮義務違反の責任を主張し、使用者賠償責任を負った。
3,500万円

労災認定困難な脳・心疾患にも早期支払・解決、
万一の訴訟にも弁護士と防御し円満解決を支援!



攻めへの経営変革をご支援します！

プラス

業務外の災害!? 大切な従業員様が病気になったら..

■通勤前に心臓発作に!?

■入院費用など会社の支援があると助かる...



100%
自己負担

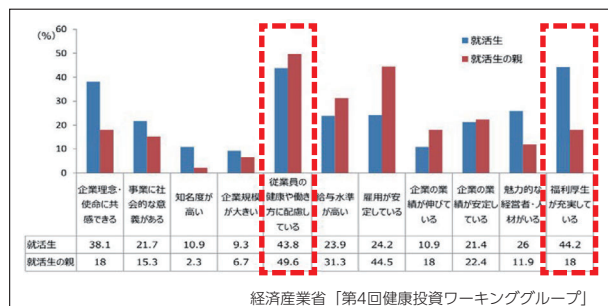
公的
医療保険の
対象



(*)6歳以上70歳未満の場合または70歳以上で現役並みの所得者の場合

人材採用でも福利厚生制度が重視されています

就活生や就活生の親の約半数が企業選びにおいて「従業員の健康・働き方への配慮」や「福利厚生制度の充実」を重視しています。



福利厚生の充実につながる補償のおすすめ

万一、がんや脳・心臓疾患になったら.. 疾病補償(入院日額型) 特約

役員・従業員が疾病を発病し、その直接の結果として入院した場合に、入院日数に応じ補償します。

入院日額	3万円以下、かつ基本補償の入院補償金日額以下で設定
支払限度日数	30日/ 60日/ 90日/ 120日/ 180日からご選択ください

① ご契約がカンタン!※1



必要な情報は「売上高」と「業種」だけ!

② 健康状況の告知が不要!



ご契約にあたり健康状況の告知は不要です!

③ 既往症も補償!



補償開始日から1年経過後に開始した入院等であれば既往症も補償します!

④ 保険料は全額損金!※2



契約者が法人の場合は、保険料は全額損金扱いとなります!

※1 ご契約いただけるのは売上高が3,000万円以上の場合に限ります。また、補償対象者は記名被保険者(事業者)の「役員・従業員全員」または「従業員全員」となります。特定の役員・従業員に限定することはできません。
※2 実際の税務処理については顧問税理士等にご相談ください。

疾病補償(医療費用実損型) 特約 もご検討ください!

役員・従業員が疾病により入院し、入院時の治療費、ベッド等使用料などの費用や、先進医療にかかる費用を会社が負担した場合に補償します。

出産・育児休業支援費用補償特約

2025年4月改正「育児・介護休業法」施行
~育休取得状況の公表義務化!~

休業を取得する従業員と、その周りの従業員に対して企業が支出する手当金等を補償します。

<対象となる費用>

補償する費用	支払限度額
① 補償対象者(休業取得者)に対する手当費用	1回の休業につき、 3万円
② 休業取得者と同じ事業場の補償対象者に対する手当費用	1回の休業につき、 補償対象者1名あたり3万円
	1回の休業につき、 合計で30万円

<休業取得者>

同じ事業場



①②合計で支払限度額30万円

育休等を取得しやすい
企業風土の醸成を支援!
会社全体で従業員が安心して
仕事を続けられる環境を提供!

従業員の「治療」「育児」と仕事の両立をサポート
優秀な人材の確保につなげましょう!



補償内容について

以下に該当した場合、会員企業の皆様が補償金を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

従業員・遺族のための補償		業務中の事故による死亡 死亡補償保険金	事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合等に保険金をお支払いします。
		業務中の事故による後遺障害 後遺障害補償保険金	事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合等に保険金をお支払いします。
		業務中の事故による入院 入院補償保険金	事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて180日を限度に保険金をお支払いします。
		業務中の事故による手術 手術補償保険金	事故日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
		業務中の事故による通院 通院補償保険金	事故による身体障害のために通院した場合に、日数に応じて90日を限度に保険金をお支払いします。
		治療代を補償 傷害医療費用補償 保険金支払特約	従業員等が身体障害により、医師の指示に従い行った治療に関する費用や病院等に支払った費用など、治療のために費用を負担した場合に医療費用補償保険金をお支払いします。
		従業員等の就業不能 休業補償保険金 支払特約	従業員等が身体障害により、事故日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、免責期間を超えて就業不能である期間1日につき補償期間を限度として休業補償保険金をお支払いします。
		業務外の事故 フルタイム補償特約	業務外において発生した事故によるケガについても、保険金をお支払いします。
		地震や噴火により損害が生じた 天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により損害が生じた場合にも、保険金をお支払いする特約です。
		従業員の疾病による入院 疾病補償 (入院日額型) 特約	従業員が疾病を発病し、その直接の結果として入院した場合、支払限度日数を上限に入院日数に応じた保険金をお支払いします。
		従業員の疾病入院における 治療費等の実費を補償 疾病補償 (医療費用実損型) 特約	従業員が疾病を発病し、その直接の結果として入院した場合、治療や先進医療などにかかる費用の実費負担分を補償します。
		出産・育児休業の取得を支援 出産・育児休業 支援費用補償特約	従業員が子の出産または育児のために保険期間中に休業を開始し、法定休業により31日以上休業した場合等に、休業を取得する従業員と、その周りの従業員に対して企業が支出する手当金等を補償します。



従業員等や遺族から訴えられた
**使用者賠償責任
補償特約**^(※1)

従業員等が保険期間中、業務に従事している間に被ったケガまたは病気のために事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。



ハラスメント等により訴えられた
**雇用慣行賠償責任
補償特約**

従業員等に対して行ったハラスメント・不当解雇等の不当行為、または、第三者に対して行ったハラスメント・人格権侵害に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、事業者等が負担する法律上の損害賠償責任や訴訟費用等を補償します。(業務に従事している間に被ったケガまたは病気に基づく損害賠償請求は、「使用者賠償責任補償特約」での補償となります。)



事業者の負担した葬儀等の費用
事業者費用補償特約
(ワイド・実損型)^{(※1)(※2)}

従業員等が保険期間中に業務中の事故により身体障害を被ったこと等で、事業者が負担した葬儀等の費用や遠隔地での事故による搜索・移送費用などを補償します。



従業員等のケガなどの再発防止のための専門家への相談費用
**コンサルティング費用
補償特約**

従業員等が保険期間中、業務に従事している間に被ったケガまたは病気(業務に従事している間に被ったと疑われる場合を含みます)等により、事業者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した日本国内で行うコンサルティングに関する費用を補償します。

※すべてのご契約に「業務災害補償保険追加特約」、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」、「サイバーインシデント補償特約」および「職業性疾病補償特約」が自動セットされます。

(※1)「使用者賠償責任補償特約」については、政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。また、事業者費用補償(ワイド・実損型)特約の「精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用」など、一部の補償については政府労災保険の認定が必要です。

(※2)従業員等の身体障害や「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する損害賠償請求に基づき事業者が負担した各種費用を補償します。「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされたご契約には、「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」が自動セットされます。詳細につきましては、このパンフレットのP22、P23をご参照ください。

保険料とご加入プラン例

■保険料について

全地連業務災害補償プラスの加入方式は「売上高方式」です。
保険料は、以下に基づいて決定し、ご加入の際に決定する「あらかじめ確定した保険料」を払い込んでいただきます。

●売上高方式^(※)
加入申込時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」および引受条件等

(※)新設法人等で、『加入時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」』が存在しない場合には、資料等により確認可能な「事業計画値」に基づいて保険料を算出します。この場合、「事業計画値」に基づいて算出した保険料は「あらかじめ確定した保険料」となりますので、保険期間終了後に実際の「売上高」・「完成工事高・売上高」をご通知いただく必要はありません。

■ご加入プラン・保険料例

【お見積りケース】 地質調査業(売上高1億円)で、**最大約57%の割引**を適用できた場合

<プラン例>	福利厚生充実プラン	福利厚生プラン	業務災害プラン
死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円	500万円
入院・手術／ 通院(日額)	5千円／3千円	5千円／3千円	5千円／3千円
天災危険補償	あり	あり	あり
使用者賠償責任補償特約 (1名／1災害)	1億円／1億円	5,000万円／5,000万円	3,000万円／3,000万円
雇用慣行賠償責任 補償特約	1,000万円	1,000万円	—
疾病補償(入院日額型) 特約(日額)	5千円(役員・従業員)	3千円(役員・従業員)	—
出産・育児休業支援費用 補償特約	あり(従業員のみ)	—	—
合計保険料	391,430円	182,560円	76,490円

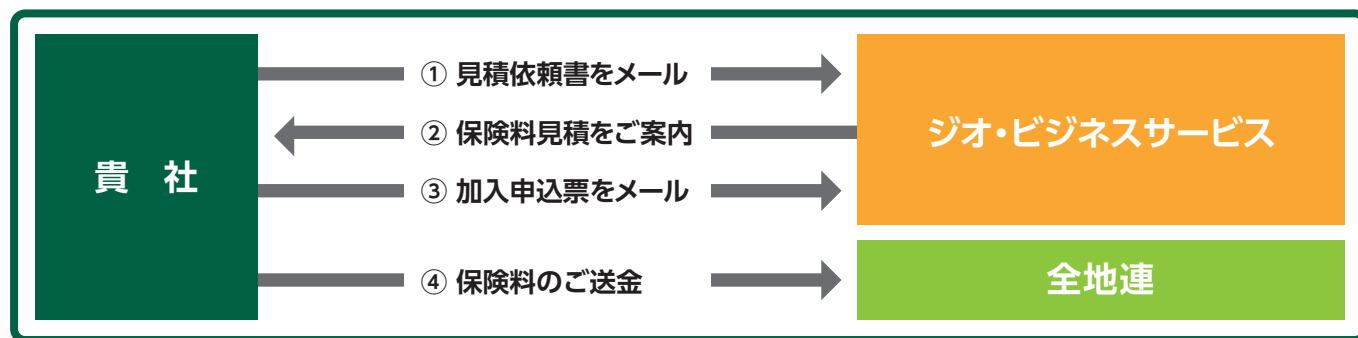
※上記は、損害率による割引40%、リスク診断割引25%、被保険者数割引5%を適用できた場合になります。上記以外のプランにつきましても、ジオ・ビジネスサービスまでお問合わせください。

■リスク診断割引 以下質問事項へのご回答により、**最大25%の割引**が適用可能です！

1	保険契約締結時点で、ISO9001、ISO14001、ISO22000、ISO45001、HACCPのいずれかの認証を取得済み(全事業所・一部事業所を問いません。)である。
2	安全衛生管理規定を作成している、または中小企業庁「事業継続力強化計画」の認定を受けている。
3	「ゼロ災運動」、「危険予知訓練(KYT)」等、職場の安全管理に取り組んでおり(中央労働災害防止協会への登録の有無は問いません。)、文書(電子媒体形式を含みます。)によりその記録が確認できる。
4	保険契約締結時点の自動車保険の割引が以下の条件に該当する。(引受保険会社は問いません。) ・フリート契約の場合…優良割引20%以上 ・ノンフリート契約の場合…全車7等級以上 ※条件詳細はジオ・ビジネスサービスまでお問合わせください。
5	経済産業省「健康経営優良法人認定制度」、厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」または国土交通省「運転者職場環境良好度認定制度」(三つ星)のいずれかの認定を受けている。(全事業所・一部事業所を問いません。)

お申込方法

■ご加入方法 ※毎月1日付で中途加入が可能です。



- ①「見積依頼書」にご希望事項等をご記入のうえ、ジオ・ビジネスサービスへメールしてください。

送信先メールアドレス geo-info@zenchiren-geo.co.jp

ご検討
ください



- ②ジオ・ビジネスサービスより、「保険料見積書」をご案内します。

電話・訪問等での説明もさせていただきますので、お気軽にお問合わせください。

- ③ご加入を希望される場合、「加入申込票」に必要事項を記入し、メールにてジオ・ビジネスサービスまでご提出ください。

※自動継続ではありませんので、新規加入・継続加入を問わず、必ず全てのご加入者に「加入申込票」をご提出いただきます。

- ④保険料のお支払い方法は、年払（一括払）、月払（口座振替）のいずれかをご選択いただきます。

- 年払（一括払） 保険料を下記口座へお振込ください。8月4日（月）までに着金となるようお手配ください。
- 月払（口座振替）
 - ・年間保険料を12回に分割してお支払いいただきます。
 - ・ご指定の口座より毎月自動引き落としさせていただきます。
 - ・新規加入の場合は8月4日（月）までに2回分をお振込ください。以降毎月22日（金融機関休業日の場合は翌営業日）の引き落としとなります。

（注1）保険料が引き落とし不能となった場合は全地連指定口座にお振込いただきます。

（注2）ご加入者から払いただいた保険料は契約者である全地連が引受保険会社との間で保険契約を締結し払込む保険料に充当するものです。したがって契約者（全地連）へのお支払い手続きが遅れますと保険契約の効力が発生しないおそれがありますので、所定の期日の厳守をお願いいたします。

■保険料のご送金先

銀行振込により、下記の指定口座にお振込ください。

銀行名	三菱UFJ銀行 本郷支店
普通預金	口座番号 319462
口座名	（社）全国地質調査業協会連合会

■中途加入手続

- ①中途加入の際、補償の開始時期は2025年10月1日以降の毎月1日（午前0時）付とし、2026年9月1日（午後4時）までが保険期間となります。
- ②中途加入保険料は、月割により算出します。（月割保険料×保険期間月数）
- ③加入申込票は毎月15日までに提出のうえ、一括払は毎月25日までに払込みを完了していただき、翌月1日（午前0時）が保険責任開始となります。
- ④月払口座振替の場合は、毎月15日までに加入申込票を提出のうえ、翌月22日に第1回目の振替をし、翌々月1日（午前0時）が保険責任開始となります。ただし、申込月の翌月1日より、保険責任開始を希望する場合は、2か月分の保険料を直接上記口座にお振込ください。

※詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入の条件

■加入者（記名被保険者）

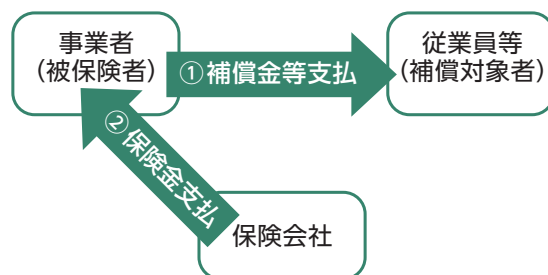
この保険の加入者（記名被保険者）となれる方は、次の①～③の条件を満たす事業者の方です。

- ①一般社団法人全国地質調査業協会連合会会員
- ②日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者
- ③すべての業務の「売上高」・「完成工事高・売上高」（加入時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」）の合計が**100億円以下**

※100億円超の会員企業様につきましては、個別にご相談させていただきます。

⚠️ ご注意ください!

- (a) 一部対象とならない業種もあります。詳細につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- (b) 新設法人等で、『加入時に把握可能な直近の会計年度（1年間）の税抜の「売上高」・「完成工事高・売上高」』が存在しない場合には、事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高・完成工事高の総額（以下、「事業計画値」といいます。）が100億円以下である場合に限りです。



■補償対象者

記名被保険者の従業員等が補償対象者となります（加入申込票の「補償対象者」欄に指定された方をいいます。）。ただし、記名被保険者の業務に従事していない方を補償対象者とするお引受はできませんのでご注意ください。

区 分	補償対象者区分	補償対象者
I	役員等	記名被保険者の役員等（事業主または役員をいいます。）
II	従業員	記名被保険者の従業員（パート・アルバイトを含みます。）
III	下請負人等	● 記名被保険者が建設業者の場合：下請負人 ^{（注1）} ● 記名被保険者が貨物自動車運送事業者の場合：傭（よう）車運転者 ^{（注2）}
IV	派遣、委託作業等	I～III以外で、専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設（事務所、営業所、工場等）内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約（請負契約、委任契約、労働者派遣契約等）に基づき、記名被保険者の業務に従事する者

（注1）下請負人：建設業法第1章第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。なお、下請負人が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

（注2）傭（よう）車運転者：貨物自動車運送事業者と締結された請負契約における請負人（数次の請負による場合の請負人を含みます。）および業務委託契約における受託人（数次の業務委託による場合の受託人を含みます。）をいいます。なお、傭（よう）車運転者が使用者である場合は、役員等および使用人をいいます。

■他の保険契約等がある場合にお支払いする保険金の限度額

他の保険契約等（労働災害総合保険など）がある場合で、それにより支払われるべき保険金または共済金の額とこの保険契約によりお支払いすべき保険金の額の合計額が損害の額を超過する場合には、お支払いする保険金は次のいずれかが限度となります。

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から他の保険契約等で支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

各種サービス

ストレスチェック支援サービス

(注) 使用者賠償責任補償特約をセットされた事業者さま向けのサービスです。
ストレスチェックサービスの対象とする従業員等に関して、使用者賠償責任補償特約による補償の対象となっている必要があります。

厚生労働省が推奨する、57項目に準拠したストレスチェックをWEBで実施できるサービスです。
個人分析・組織分析の結果をWEB上でフィードバックします。

無料

本サービスは、必ず、労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの実施者(*)」のもとでご利用いただく必要があります。

(*) 医師、保健師または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士または公認心理師をいいます。

人事・労務相談デスク

(注1) すべての契約に付帯されるサービスです。

(注2) このサービスは、個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般的な助言の範囲内で行うものです。

貴社の人事・労務に関するお悩みに、専門スタッフがスピーディにお答えします。従業員のメンタルヘルス対策や人事マネジメントに役立つツールとしてご活用ください。(電話相談無料)



メンタルヘルスサポート

[受付時間] 平日 10:00～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)

マネジメントサポート

EAPコンサルタント(*)が人事労務部門担当者からの人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

EAPコンサルタント(*)が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

職場復帰サポート

EAPコンサルタント(*)が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

メンタルヘルスオプションサービス(有償)

その他のメンタルヘルスに関わるサポートを行います。

(*) EAPコンサルタント…臨床心理士、保健師、管理栄養士等の資格を持ち、企業のメンタルヘルス体制構築・対応のコンサルティング経験を有する

法律・税務・人事労務相談

[受付時間] 平日 10:00～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)

法律相談(予約制)

弁護士が、取引先や顧客とのトラブルなど、法律に関する相談にお答えします。

税務相談(予約制)

税理士が、会社経営や事業承継のトラブルなど、税務に関する相談にお答えします。

人事労務相談(予約制)

社会保険労務士が、雇用や労働条件など、人事労務に関する相談にお答えします。

職場におけるハラスメント対策、問題などの相談についても、社会保険労務士、弁護士がお答えします。



共通

- 各サービスをご利用の際は、株式会社ジオ・ビジネスサービスまでご連絡ください。
- 各サービスは、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 各サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。

ストレスチェック支援サービス

- 通信環境、ブラウザ、セキュリティなどの環境や保険契約の条件により、本サービスをご利用いただけない場合があります。
- サービスの詳細はチラシ・提案書等をご覧ください。

人事・労務相談デスク

- サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ホームページ掲載の普通保険約款・特約をご覧ください。
- お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- 海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

～えるぼし・くるみん・ユースエール認定で働き方改革～

公共工事の加点評価に追加!

MS&AD経営サポートセンターが貴社の認定取得をご支援させていただきます。
詳しくは、ジオ・ビジネスサービスまでお気軽にご相談ください。



この保険では、**日本国内・日本国外**における保険期間中の事故による損害が補償の対象となります。(使用者賠償責任補償特約、雇用慣行賠償責任補償特約、事業者費用補償(ワイド・実損型)特約、コンサルティング費用補償特約、疾病補償特約(医療費用実損型、入院日額型)など、一部の特約を除きます。)

業務災害補償プラスの補償内容(保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合)をご説明します。

詳細については、普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

以下に該当した場合、記名被保険者または被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※印を付した用語については、P25の「用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合															
死亡補償保険金 (死亡補償保険金・ 後遺障害補償保険 金支払特約)	次のいずれかの事象が発生した場合 (1) 補償対象者*が、業務に従事している 間*に傷害および下記「死亡補償保険 金支払の対象となる症状」を被り、そ の直接の結果として事故*の発生の 日からその日を含めて180日以内に 死亡した場合 (2) 補償対象者が、労災認定された疾病 等*および労災保険法等によって給 付が決定した業務に起因して発生し た症状*(下記「死亡補償保険金支払 の対象となる症状」を除きます。)を発 症し、その直接の結果として死亡した 場合 死亡補償保険金支払の対象となる症状 <table><tr><th>外因の 分類項目</th><th>基本 分類 コード</th><th>具体的な 症状の例</th></tr><tr><td>熱および光 線の作用</td><td>T67</td><td>熱射病、 日射病</td></tr><tr><td>気圧または 水圧の作用</td><td>T70</td><td>潜函(かん)病 <減圧病></td></tr><tr><td>低酸素環境 への閉じ込め</td><td>W81</td><td>低酸素環境へ の閉じ込めによ る酸素欠乏症</td></tr><tr><td>高圧、低圧 および気圧 の変化への 曝(ばく)露</td><td>W94</td><td>深い潜水から の浮上による 潜水病</td></tr></table> (注) 上記表中の外因の分類項目および基 本分類コードは、平成6年10月12日 総務庁告示第75号に基づく厚生労 働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷 害および死因統計分類提要ICD-10 (2003年版)準拠」によります。	外因の 分類項目	基本 分類 コード	具体的な 症状の例	熱および光 線の作用	T67	熱射病、 日射病	気圧または 水圧の作用	T70	潜函(かん)病 <減圧病>	低酸素環境 への閉じ込め	W81	低酸素環境へ の閉じ込めによ る酸素欠乏症	高圧、低圧 および気圧 の変化への 曝(ばく)露	W94	深い潜水から の浮上による 潜水病	補償対象者*1名につき、死亡・後 遺障害補償保険金支払限度額を 限度に保険金をお支払いします。 (注1) 同一の補償対象者が被った 身体障害*について既にお 支払いした後遺障害補償保 険金がある場合は、死亡・後 遺障害補償保険金支払限度 額から既にお支払いした金 額を差し引いた残額を限度 とします。 (注2) 損害*が生じたことにより他 人から回収した金額がある 場合は、この金額を差し引 いた額を限度とします。	【共通事項(1)】 次のいずれかに該当する 事由によって生じた損害 に対しては、保険金をお支 払いしません。 ① 保険契約者もしくは被 保険者またはこれらの 業務に従事する場所の 責任者の故意 ② 地震もしくは噴火または これらによる津波 ③ 戦争、外国の武力行使、 革命、政権奪取、内乱、 武装反乱その他これら に類似の事変または暴 動(テロ行為による損害 は、「条件付戦争危険等 免責に関する一部修正 特約」により、保険金の 支払対象となります。) ④ 核燃料物質もしくは核燃 料物質によって汚染され た物の放射性、爆発性そ の他の有害な特性の作 用またはこれらの特性 ⑤ 風土病 ⑥ 次のいずれかに該当する もの。ただし、労災保険 法等によって給付が決定 されたものを除きます。 ア. 疲労の蓄積または老 化によるもの イ. 精神的ストレスを原 因とするもの(ストレ ス性胃炎等をいいま す。) ウ. かせ症候群 ⑦ 補償対象者が頸(けい) 部症候群(いわゆる「む ちうち症」をいいます。)、 腰痛その他の症状を訴 えている場合であって も、それを裏付けるに足 りる医学的他覚所見の ないもの ⑧ 補償対象者の入浴中の 溺水(水を吸引したこと による窒息をいいま す。)(ただし、引受保険 会社が保険金を支払う べき事故によって生じた 場合には、保険金をお支 払いします。)
外因の 分類項目	基本 分類 コード	具体的な 症状の例																
熱および光 線の作用	T67	熱射病、 日射病																
気圧または 水圧の作用	T70	潜函(かん)病 <減圧病>																
低酸素環境 への閉じ込め	W81	低酸素環境へ の閉じ込めによ る酸素欠乏症																
高圧、低圧 および気圧 の変化への 曝(ばく)露	W94	深い潜水から の浮上による 潜水病																
後遺障害補償 保険金 (死亡補償保険金・ 後遺障害補償保険 金支払特約)	次のいずれかの事象が発生した場合 (1) 補償対象者*が、業務に従事している 間*に傷害および業務に起因して発 生した症状*を被り、その直接の結果 として事故*の発生の日からその日 を含めて180日以内に後遺障害が生 じた場合 (2) 補償対象者*が、労災認定された疾病 等*を発症し、その直接の結果として 後遺障害が生じた場合	補償対象者*1名につき、後遺障害 の程度に応じて、死亡・後遺障害補 償保険金支払限度額の100%～ 4%を限度に保険金をお支払いし ます。 (注1) 補償対象者が事故の発生の 日からその日を含めて180 日を超えてなお治療を要す る状態にある場合は、引受保 険会社は、事故の発生の日 からその日を含めて181日 目における身体障害を被っ た補償対象者以外の医師の 診断に基づき、後遺障害の 等級を認定して、後遺障害補 償保険金をお支払いします。 (次ページにつづく)	⑦ 補償対象者が頸(けい) 部症候群(いわゆる「む ちうち症」をいいます。)、 腰痛その他の症状を訴 えている場合であって も、それを裏付けるに足 りる医学的他覚所見の ないもの ⑧ 補償対象者の入浴中の 溺水(水を吸引したこと による窒息をいいま す。)(ただし、引受保険 会社が保険金を支払う べき事故によって生じた 場合には、保険金をお支 払いします。)															

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
後遺障害補償保険金 (死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約)		(前ページからのつづき) (注2) 同一の部位に後遺障害の程度を加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合から既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合を差し引いて算出した額を支払限度額とします。 (注3) 保険期間を通じて同一の補償対象者に対してお支払いする後遺障害補償保険金は、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度とします。 (注4) 損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	(前ページからのつづき) ⑨原因がいかなくとも、補償対象者の誤嚥(えん)(食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。)によって生じた肺炎 等 ◆職業性疾病のうち、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに起因する身体障害(*)については、保険金をお支払いしません。 ①石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性 ②石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性 ③化学物質にさらされる業務による胆管がん ④粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病 (*)身体障害とは、この保険契約にコンサルティング費用補償特約および使用者賠償責任補償特約が付帯されている場合には、これらの特約についてはそれぞれの特約において規定する「身体障害」とします。 等 【共通事項(2)】 次のいずれかに該当する補償対象者本人が被った身体障害について被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①補償対象者の故意または重大な過失(ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合には、保険金をお支払いします。) ②補償対象者の自殺行為(ただし、その身体障害が労災保険法等によって給付が決定された身体障害である場合には、保険金をお支払いします。) ③補償対象者が自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故 ④補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失(ただし、業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等である場合には、保険金をお支払いします。) ⑤補償対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ⑦補償対象者が乗用具(自動車または原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。)を用いて競技等をしている間 等 (注)補償対象者の身体障害が労災認定された疾病等の場合、保険期間終了の日より3年経過後に補償対象者またはその遺族より被保険者に対してなされた補償金の請求については、保険金をお支払いしません。
入院補償保険金 (入院補償保険金・手術補償保険金支払特約)	補償対象者*が、業務に従事している間*に身体障害*を被り、その直接の結果として入院した場合	補償対象者*1名につき、【入院補償保険金支払限度日額】×【入院した日数】を限度に保険金をお支払いします。 (注1)「入院した日数」は、180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院については、「入院した日数」に含めません。 (注2)入院中にさらに入院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害*を被った場合は、入院補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3)損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	
手術補償保険金 (入院補償保険金・手術補償保険金支払特約)	補償対象者*が、業務に従事している間*に身体障害*を被り、その直接の結果として事故*の発生の日からその日を含めて180日以内にその身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合	補償対象者*1名につき、次の算式によって算出した額を限度に保険金をお支払いします。 ①入院中に受けた手術の場合 【入院補償保険金支払限度日額】×10 ②①以外の手術の場合 【入院補償保険金支払限度日額】×5 (注1)同一の事故による身体障害*について1回の手術に限ります。また、同一の事故による身体障害*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。 (注2)損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	
通院補償保険金 (通院補償保険金支払特約)	補償対象者*が、業務に従事している間*に身体障害*を被り、その直接の結果として通院した場合	補償対象者*1名につき、【通院補償保険金支払限度日額】×【通院した日数】を限度に保険金をお支払いします。 (注1)「通院した日数」は、90日を限度とし、オンライン診療による診察を含みます。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、「通院した日数」に含めません。 (注2)通院しない場合でも、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等の身体障害*を被った所定の部位(*)を固定するために医師の指示によりギプス等(*)を常時装着したときは、その日数を「通院した日数」に含めます。 (次ページにつづく)	

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
通院補償保険金 (通院補償保険金 支払特約)		(前ページからのつづき) (注3)入院補償保険金をお支払いする期間中に通院した場合は、「通院した日数」に含めません。 (注4)通院中にさらに通院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する身体障害を被った場合は、通院補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注5)損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。 (注6)柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数を、身体障害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、保険金をお支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、保険金のお支払いの対象となります。 (※1)所定の部位とは、次のいずれかの部位をいいます。 1. 長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等(※2)の固定具を装着した場合に限ります。 3. 肋(ろっ)骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等(※2)の固定具を装着した場合に限ります。 (※2)ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。	
傷害医療費用補償 保険金支払特約	補償対象者*が、業務に従事している間*に身体障害*を被り、その直接の結果として治療を受けた場合で、補償対象者が次のいずれかの費用を負担したとき。ただし、事故の発生の日からその日を含めて365日以内に補償対象者が負担した費用で、かつ、社会通念上妥当な金額に限ります。 ①治療のために病院・診療所に支払った公的医療保険制度における一部負担金、ベッド等使用料およびその他補償対象者が病院・診療所に支払った費用 ②入院・転院・退院のための補償対象者に係る移送費および交通費(ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限ります。) ③医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料または医療器具の費用	1回の事故および補償対象者*1名につき、医療費用補償保険金支払限度額または補償対象者が負担した費用の額のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。 (注)次のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した費用から差し引きます。 ○公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付 ○補償対象者が負担した費用について第三者から支払われた損害賠償金 ○補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付	【共通事項(1)】の事項 【共通事項(2)】の事項 等

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
休業補償保険金支払特約 (注) 免責期間は[0日／7日／14日]のいずれかを、補償期間は[90日／180日／365日／730日]のいずれかをそれぞれ選択いただきます。	補償対象者*が、業務に従事している間*に身体障害*を被り(*1)、その直接の結果として保険期間中に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となり、その状態が免責期間を超えて継続した場合 (*1) 就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時(*2)より前であるときは、保険金をお支払いしません。 (*2) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (注) 【再び就業不能となった場合の取扱い】 免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過する日までに、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。(再び就業不能となった期間に対しては、新たに免責期間および補償期間を適用しません。)	補償対象者*1名につき、【休業補償保険金支払限度日額】×【就業不能期間の日数】を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 「就業不能期間」とは、補償期間内における補償対象者の就業不能の日数をいいます。 (注2) 保険期間中かつ休業補償保険金のお支払いを受けられる期間内に、さらに休業補償保険金のお支払いを受けられる身体障害*を被った場合は、上記計算式の「就業不能期間の日数」について、休業補償保険金を重ねてはお支払いしません。(後の身体障害についてはその身体障害の発生の日に就業不能となったものとみなし、新たに免責期間および補償期間を適用します。) (注3) 損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。 (注4) 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、就業不能期間の日数を、身体障害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、保険金をお支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、保険金のお支払いの対象となります。	●【共通事項(1)】の事項 ●【共通事項(2)】の事項 等 (注) 免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合は、再び就業不能となった期間について記名被保険者が支出した補償金に対しては、保険金をお支払いしません。
フルタイム補償特約	補償対象者*が記名被保険者*の業務に従事していない間にケガ*を被った場合で、次の①～⑬の特約をセットしているときに、保険金をお支払いする特約です。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④傷害医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約 ⑨事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約 ⑩事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 ⑪事業者費用補償(定額型)特約 ⑫被災労働者支援費用補償特約 ⑬コンサルティング費用補償特約	それぞれの保険金の額に従います。	●【共通事項(1)】の事項 ●【共通事項(2)】の事項 ●「コンサルティング費用補償特約」については「コンサルティング費用補償特約」の「保険金をお支払いしない主な場合」に記載の事項 等

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病補償(入院日額型)特約 (注) 前契約を他の保険会社と締結していた場合は、加入申込票に他社加入者証等(写)を添付してください。前契約に当てはまるケースについては代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。	補償対象者^(※1)が疾病を発病^(※2)し、その直接の結果として入院した場合 (※1) 補償対象者とは、記名被保険者[*]の構成員(役員等および使用人)のうち、次のいずれかに該当する方をいいます。ただし、始期日における満年齢が75才以上の方を除きます。 - 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項に規定する被保険者(ただし、同条第2項に規定する日雇特例被保険者および第4項に規定する任意継続被保険者を除きます。) (ご注意) 健康保険法と国民健康保険法は異なります。国民健康保険の被保険者はこれに該当しません。 - 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第37条第1項および地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第39条第1項に規定する組員 - 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第14条第1項に規定する教職員等 - 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条に規定する船員として船舶所有者に使用される方 - 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(ただし、第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者、第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者および第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除きます。) - 記名被保険者が個人事業主の場合には、記名被保険者本人 (※2) 保険期間の開始時^(※3)またはこの特約の補償対象者^(※1)となった時より前に発病した疾病^(※4)による損害については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の引受保険会社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます。)に継続加入された場合で、疾病^(※4)を発病した時が、その疾病^(※4)による入院を開始した日からご契約の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※3) この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の引受保険会社があらかじめ認めた他の保険契約を含みます。)に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※4) 疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。	補償対象者1名につき、【疾病入院補償保険金支払限度日額】×【入院した日数】を限度に保険金をお支払いします。 (注1) 入院した日数は、加入者証等記載の支払限度日数を限度とします。ただし、いかなる場合においても、入院を開始した日からその日を含めて365日を経過した後の入院については、入院した日数に含めません。 (注2) 入院中にさらに疾病入院補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する疾病を発病した場合は、疾病入院補償保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 損害[*]が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	● 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ① 保険契約者もしくは記名被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(テロ行為による損害は、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」により、保険金の支払対象となります。) ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ⑤ 補償対象者の故意または重大な過失 ⑥ 補償対象者の自殺行為 ⑦ 補償対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が使用した場合には、保険金をお支払いします。) ⑧ 補償対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用(ただし、治療を目的として医師が使用した場合には、保険金をお支払いします。) ⑨ 補償対象者の妊娠または出産(ただし、「療養の給付」^(※)等の支払の対象となる場合には、保険金をお支払いします。) 等 ● 補償対象者が頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。
疾病補償(医療費用実損型)特約 (注) 前契約を他の保険会社と締結していた場合は、加入申込票に他社加入者証等(写)を添付してください。前契約に当てはまるケースについては代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。	次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、補償対象者^(※1)が右記「お支払いする保険金の額」に記載の費用を負担したとき (1) 補償対象者^(※1)が疾病を発病^(※2)し、その直接の結果として、日本国内において入院を開始した場合に、入院を開始した日からその日を含めて365日以内に補償対象者^(※1)が治療費用または入院諸費用を負担した場合 (2) 補償対象者^(※1)が疾病を発病^(※2)し、その治療のために日本国内において先進医療[*]、拡大治験[*]または患者申出療養[*]を受け、補償対象者^(※1)が先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を負担した場合 (※1) 補償対象者とは、記名被保険者[*]の構成員(役員等および使用人)のうち、次のいずれかに該当する方をいいます。ただし、始期日における満年齢が75才以上の方を除きます。 (次ページにつづく)	記名被保険者[*]が次の費用を実際に負担し、かつ、その額および使途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、下記(a)に規定する費用については、補償対象者1名ごとに1回の入院につき治療費用・入院諸費用支払限度額^(※1)、下記(b)に規定する費用については、1回の先進医療[*]、拡大治験[*]または患者申出療養[*]につき1,000万円を限度とします。 (a) 左記「保険金をお支払いする場合」(1)に該当した場合 (次ページにつづく)	

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病補償(医療費用実損型)特約	(前ページからのつづき) - 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項に規定する被保険者(ただし、同条第2項に規定する日雇特例被保険者および第4項に規定する任意継続被保険者を除きます。) (ご注意)健康保険法と国民健康保険法は異なります。国民健康保険の被保険者はこれに該当しません。 - 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第37条第1項および地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第39条第1項に規定する組合員 - 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第14条第1項に規定する教職員等 - 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条に規定する船員として船舶所有者に使用される方 - 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(ただし、第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者、第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者および第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除きます。) - 記名被保険者が個人事業主の場合には、記名被保険者本人 (※2) 保険期間の開始時^(※3)またはこの特約の補償対象者^(※1)となった時より前に発病した疾病^(※4)による損害については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の引受保険会社があるあらかじめ認めた他の保険契約を含みます。)に継続加入された場合で、疾病^(※4)を発病した時が、その疾病^(※4)による入院を開始した日またはその疾病^(※4)の治療のために先進医療、拡大治療もしくは患者申出療養を受けた日からご契約の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※3) この特約をセットした保険契約(補償内容が同様の引受保険会社があるあらかじめ認めた他の保険契約を含みます。)に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※4) 疾病には、その疾病と医学上因果関係がある疾病を含みます。	(前ページからのつづき) ① 治療のために病院・診療所に支払った公的医療保険制度における一部負担金 ② ベッド等使用料* ③ 選定療養または評価療養^(※3)に要する費用(ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費^(※4)を除きます。) ④ 親族が補償対象者の付添をした場合に負担した交通費および寝具等の使用料(ただし、重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が必要と認めた付添期間に負担した費用に限りします。) ⑤ ホームヘルパーの雇入費用(ただし、医師が必要と認めた付添期間または家事従事者である補償対象者が入院している期間に負担した費用に限りします。) ⑥ 入院・転院・退院のための補償対象者に係る移送費および交通費(ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限りします。) ⑦ 食事療養費 ⑧ 同居の親族が「要介護認定」または「要支援認定」を受けた場合の、補償対象者が入院している期間中における介護従事者の雇入費用または介護施設への預入費用 ⑨ 家事従事者である補償対象者が行う家事を代行するための清掃代行サービス業者利用費用、ベビーシッター雇入費用、託児所・保育所等の費用またはクリーニング費用(補償対象者の入院期間中に要した費用に限りします。) (b) 左記「保険金をお支払いする場合」(2)に該当した場合 ① 先進医療、拡大治療または患者申出療養に要する費用(ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費^(※4)を除きます。) ② 入院・転院・退院のための補償対象者に係る移送費および交通費(ただし、合理的な方法・経路による移送費および交通費に限りします。) ③ 先進医療*、拡大治療*または患者申出療養*を受けるために必要とした宿泊費(ただし、1泊につき1万円を限度とします。) (※1) 治療費用・入院諸費用支払限度額は、ご契約時に[50万円/100万円/200万円]からご選択いただきます。また、入院諸費用のうちベッド等使用料^(※2)について[1万円/2万円/3万円/限度額設定なし]からご選択いただきます。[1万円/2万円/3万円]を選択された場合、ベッド等使用料^(※2)については([1万円/2万円/3万円]×[入院した日数])を限度としてお支払いします。 (※2) ベッド等使用料は治療費用・入院諸費用支払限度額に含まれます。治療費用・入院諸費用支払限度額を超えてお支払いするものではありません。 (※3) 選定療養または評価療養のうち、以下のいずれかを対象とします。 1. 予約に基づく診察 2. 病院等が表示する診療時間以外の診察 3. 病床数が200以上の病院について受けた初診 (次ページにつづく)	

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病補償(医療費用実損型)特約		(前ページからのつづき) 4. 病床数が200以上の病院について受けた再診 5. 厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護に要する費用 6. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定による承認を受けた者が製造販売したその承認に係る医薬品の投与 (*4) 公的医療保険制度を定める法律に規定された「保険外併用療養費」をいい、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。 (注) 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した費用から差し引きます。 ○ 公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費 ○ 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付 ○ 補償対象者が負担した費用について第三者から支払われた損害賠償金 ○ 補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付	
出産・育児休業支援費用補償特約 (注) この特約は、「疾病補償(医療費用実損型)特約」または「疾病補償(入院日額型)特約」がセットされた契約のみセットできます。	補償対象者 ^(※1) が子 ^(※2) の出産 ^(※3) または育児のために保険期間中に休業を開始し、次のいずれかの＜事象＞に該当した場合に、記名被保険者 [*] が＜対象となる費用＞を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。ただし、＜対象となる費用＞の①は1回の休業 ^(※5) につき3万円、②は1回の休業 ^(※5) および補償対象者 ^(※1) 1名につき3万円、①と②の合計で1回の休業 ^(※5) につき30万円を限度とします。 ＜事象＞ ① その休業を開始した日 ^(※6) からその日を含めて、法定休業 ^(※7) により合計で31日以上 ^(※8) 休業した場合 ② その休業を開始した日 ^(※6) からその日を含めて、出生日以降に法定休業 ^(※7) 以外の制度による休業を含めて連続して31日以上 ^(※8) 休業した場合。ただし、法定休業 ^(※7) を6日以上取得したときに限ります。 ＜対象となる費用＞ ① 休業する補償対象者 ^(※1) へ支給するものとして定める金銭 ^(※9) ② 休業する補償対象者 ^(※1) とは別の補償対象者へ、休業の取得推進のために支給するものとして定める金銭 ^(※10) (*1) 補償対象者とは、記名被保険者の使用人をいいます。 (*2) 養子等の、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下、「育児介護休業法」といいます。))に定める育児休業の対象となる子を含みます。 (*3) その子の実際の出産日または出産予定日のいずれか遅い日からその日を含めて280日を遡った日が、保険期間の開始時 ^(※4) より前またはこの特約の補償対象者 ^(※1) となった時より前であるときは、保険金をお支払いしません。 (*4) この特約をセットした保険契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*5) 1回の休業とは、その休業の原因となった同一の子の出産または育児のための休業をいいます。 (*6) その休業を開始した日は、①の事象に該当した場合には法定休業 ^(※7) による休業の初日、②の事象に該当した場合には出生日以降の休業の初日とします。 (*7) 法定休業とは、次のいずれかによる休業をいいます。 ・ 労働基準法に基づく産前産後休業 ・ 育児介護休業法に基づく出生時育児休業または育児休業 (*8) その子が1歳に達する日までの休業を対象とします。 (*9) 記名被保険者または事業主の配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹にあたる補償対象者 ^(※1) に支給する金銭は除きます。 (*10) 同じ事業場に所属する補償対象者 ^(※1) へ支給するものに限ります。		

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合										
使用者賠償責任補償特約 ※政府労災保険からの給付額を差し引いた額を保険金としてお支払いするため、政府労災保険に加入している場合は、政府労災保険への給付請求が必要となります。	【使用者賠償保険金】 補償対象者*が、保険期間中に業務に従事している間*に身体の障害(*1)を被ったことにより、被保険者(*2)が法律上の損害賠償責任*を負担した場合で、損害賠償責任額が次の①～③までの金額の合計額を超えたとき ①労災保険法等*により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。） ②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③次のいずれか高い金額 (ア)被保険者(*2)が災害補償規定等に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 (イ)被保険者(*2)がこの特約がセットされた保険契約の保険金(*7)の支払いによって法律上の損害賠償責任を免れる金額 (*1)傷害*または疾病(風土病は除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 (*2)被保険者は下表のとおりです。 <table><tr><td>右記以外の場合</td><td>記名被保険者*が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(*3)の役員等または使用人が補償対象者である場合</td></tr><tr><td>(a)記名被保険者*</td><td>(a)記名被保険者</td></tr><tr><td>(b)記名被保険者のすべての役員および使用人(*4)(*5)</td><td>(b)記名被保険者のすべての役員および使用人(*4)(*5)</td></tr><tr><td></td><td>(c)記名被保険者の下請負人(*3)(*6)</td></tr><tr><td></td><td>(d)上記(c)の役員および使用人(*6)</td></tr></table>	右記以外の場合	記名被保険者*が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(*3)の役員等または使用人が補償対象者である場合	(a)記名被保険者*	(a)記名被保険者	(b)記名被保険者のすべての役員および使用人(*4)(*5)	(b)記名被保険者のすべての役員および使用人(*4)(*5)		(c)記名被保険者の下請負人(*3)(*6)		(d)上記(c)の役員および使用人(*6)	(1)補償対象者*1名および1回の災害(*)につき、【損害賠償責任額】－【左記「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】(以下、「正味損害賠償金額」といいます。)を保険金としてお支払いします。ただし、被保険者の数にかかわらず、支払限度額を限度とします。 (2)1回の災害(*)によって複数の補償対象者が身体の障害を被った場合、1回の災害(*)について保険金としてお支払いする正味損害賠償金額の総額は、身体の障害を被ったそれぞれの補償対象者について定められている1回の災害(*)の支払限度額のうち、最も大きい額を限度とします。 (*)発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務に従事している間に被った身体の障害をいいます。	●次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体の障害については、保険金をお支払いしません。 ①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性等 ●次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。 ①被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約または災害補償規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金もしくは費用 ②被保険者が個人の場合は、その被保険者と同居および生計を共にする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 ③労働基準法の休業補償または船員法による傷病手当の補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ④労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより被保険者が負担する金額等
右記以外の場合	記名被保険者*が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請負人(*3)の役員等または使用人が補償対象者である場合												
(a)記名被保険者*	(a)記名被保険者												
(b)記名被保険者のすべての役員および使用人(*4)(*5)	(b)記名被保険者のすべての役員および使用人(*4)(*5)												
	(c)記名被保険者の下請負人(*3)(*6)												
	(d)上記(c)の役員および使用人(*6)												
	【使用者費用保険金】 補償対象者*が、保険期間中に業務に従事している間*に身体の障害(*1)を被ったことにより、被保険者(*2)が法律上の損害賠償責任*の解決のために、訴訟費用(*3)、弁護士報酬(*3)、仲裁・和解・調停費用(*3)、示談交渉費用(*3)、引受保険会社への協力費用または権利保全行使費用を負担した場合 (*1)傷害*または疾病(風土病は除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 (*2)被保険者は上表のとおりです。 (*3)引受保険会社の書面による同意を得て支出したものに限りします。	左記「保険金をお支払いする場合」の費用の全額を保険金としてお支払いします。 (注)訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用、示談交渉費用については、【損害賠償責任額】－【使用者賠償保険金の「保険金をお支払いする場合」の①～③までの金額の合計額】が1回の災害(*)に適用する支払限度額を超える場合は、保険金を削減してお支払いします。 (*)発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいいます。「災害」とは、補償対象者が、業務に従事している間に被った身体の障害をいいます。											

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
雇用慣行賠償責任補償特約 (注) 前契約を他の保険会社と締結していた場合は、加入申込票に他社加入者証等(写)を添付してください。	被保険者^(※1)が、日本国内において行った次のいずれかの行為によって、保険期間中に補償対象者^(※4)または第三者から日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償金・争訟費用・応訴費用を負担した場合 (1) 補償対象者^(※4)に対して行った不当行為(不当解雇等、差別的行為、ハラスメント等) (2) 第三者ハラスメント^(※3)。ただし、上記(1)に該当する場合を除きます。 (※1) 被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。 ① 記名被保険者[*] ② 記名被保険者のすべての役員および使用人^(※2)。ただし、記名被保険者の業務遂行につき行った不当行為または第三者ハラスメント^(※3)に起因して損害を被る場合に限ります。 ③ [記名被保険者が建設業者の場合] 記名被保険者の下請負人、下請負人の役員および使用人。ただし、上記(2)の行為によって記名被保険者とともに損害を被った場合に限ります。 (※2) 使用人とは、記名被保険者に雇用され、記名被保険者の業務に従事する方をいいます。既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。 (※3) 記名被保険者の構成員(役員等および使用人)である補償対象者が、記名被保険者との委任または雇用関係にある間に、記名被保険者の業務の遂行上、または構成員としての地位に関連して、第三者に対して行ったハラスメントまたは第三者に対して行った人格権侵害をいいます。 (※4) 補償対象者には次の方を含みます。 ① 既に退職している方。ただし、不当解雇等以外の不当行為については、初年度契約の始期日より前に退職した方を除きます。 ② 子会社^(※5)の構成員。ただし、記名被保険者の構成員(役員等および使用人)のうち、加入者証等記載の補償対象者の範囲と同様の方とします。 ③ 記名被保険者の採用応募者 (※5) 会社法(平成17年法律第86号)第2条に定める子会社をいいます。	一連の損害賠償請求^(※1)および保険期間中につき、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 (※1) 損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為^(※2)またはその行為^(※2)に関連する他の行為^(※2)に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。 (※2) 行為とは、不当行為または第三者ハラスメントをいいます。 (注) 次のいずれかに該当する損害賠償請求または争訟については、争訟費用および応訴費用を負担したことによって被る損害に対してのみ保険金をお支払いします。 ① 法令、労働協約、就業規則、給与規程等の規定により支払われるべき賃金(時間外または休日の割増賃金を含みます。)、退職金その他の給付金の給付義務に起因する損害賠償請求 ② 記名被保険者の労働組合または類似するその他の社内組織以外の方からなされた労働争議または団体交渉に起因する損害賠償請求 ③ 被保険者の不当行為に対する、損害賠償請求以外の争訟	● 被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。 (1) 実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。 ① 被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求 ② 被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する損害賠償請求 ③ 被保険者が他人に損失または精神的な苦痛を与える意図を持って行った行為に起因する損害賠償請求 (2) 実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも適用されます。また、②の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。 ① 初年度契約^(※1)の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。 ア. 初年度契約^(※1)の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合 イ. 他の保険会社において、初年度契約^(※1)の始期日を保険期間の満期日とし、第2条(保険金を支払う場合)①に規定する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険期間中に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求がなされた場合 ② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(※2)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 ④ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾(じょう)に起因する損害賠償請求 ⑤ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求 ⑥ 身体の障害^(※3) ⑦ 法令、労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程、出張旅費規程等の規定により支払われるべき賃金、退職金その他の給付金の給付義務に起因する損害賠償請求。ただし、不当行為に起因して発生した損害賠償請求を除きます。 (※1) 継続契約以外の「雇用慣行賠償責任補償特約」がセットされている契約をいいます。 (※2) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 (※3) 傷害、疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡をいいます。 等

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 (注)「特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約」が自動セットされます。 ※「精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用」など、一部の補償については政府労災保険の認定が必要です。	次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、記名被保険者*が右記「お支払いする保険金の額」に記載の費用を負担したとき (1) 補償対象者*が、業務に従事している間に身体障害*を被った場合 (2) 「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合(*1) (3) 補償対象者(*2)が副業に従事している間に身体障害を被った場合(*3) (*1) 日本国内においてなされた行為に起因する、日本国内においてなされた損害賠償請求に限りします。 (*2) (3)の事象においては、補償対象者とは、加入者証等記載の補償対象者のうち、記名被保険者の構成員(役員等および使用人)に限りします。 (*3) 「フルタイム補償特約」が適用される場合は、(3)の規定は適用しません。	記名被保険者*が次の費用を実際に負担し、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、下記(a)の①から⑦までおよび⑩、ならびに(b)に規定する費用については、左記「保険金をお支払いする場合」に記載された事象の発生の日からその日を含めて365日以内に負担した費用に限りします。また、補償対象者*1名につき、事業者費用補償特約支払限度額を限度とします。 (a) 左記「保険金をお支払いする場合」(1)(2)に該当した場合 ① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 ② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の搜索費用、移送費用等の救済者費用 ③ 左記「保険金をお支払いする場合」(1)の原因となった事故現場の清掃費用等の復旧費用 ④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用 ⑤ 補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記④以外の費用(*1) ⑥ 左記「保険金をお支払いする場合」(1)(2)の事象が発生したことによって失った記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要した費用 ⑦ 左記「保険金をお支払いする場合」(1)の事象と同種の事象の発生を防止する対策のために負担した再発防止費用(*2)(*3) ⑧ 精神障害(*4)により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に要した費用(*3) ⑨ 精神障害(*4)により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に要した費用(*3) ⑩ その他普通保険約款またはこの保険契約にセットされる特約の支払事由に直接起因して負担した費用。ただし、「コンサルティング費用補償特約」に規定する費用を除きます。 (b) 左記「保険金をお支払いする場合」(3)に該当した場合 上記(a)の④および⑤の費用 (*1) 上記④以外の費用とは、残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいいます。 (*2) この保険契約において死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約の規定により死亡補償保険金または後遺障害補償保険金が支払われる場合に限りします。 (*3) 引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用に限りします。 (*4) この特約の用語の説明において規定する精神障害をいいます。 (注1) 補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用についてお支払いする保険金の額は、1事故につき補償対象者1名ごとに100万円または加入者証等記載の事業者費用補償特約支払限度額のいずれか低い額を限度とします。 (注2) 損害*が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	【共通事項(1)】の事項 【共通事項(2)】の事項 ●「保険金をお支払いする場合」の(2)の事象に該当する場合は、直接であると間接であるとを問わず、「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。 ① 初年度契約(*1)の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。 ア. 初年度契約(*1)の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合 イ. 他の保険会社において、初年度契約(*1)の始期日を保険期間の満期日とし、雇用慣行賠償責任補償特約第2条(保険金を支払う場合)①に規定する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険期間中に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求がなされた場合 ② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(*2)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 (*1) 継続契約以外の「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされている契約をいいます。 (*2) 適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。なお、知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。等

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約 (注)「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされた契約に、自動セットされます。	補償対象者が保険期間中^(※1)に特定感染症を発病した場合に、その発病の日^(※2)からその日を含めて180日以内に、記名被保険者[*]が右記「お支払いする保険金の額」①～⑤の費用を負担したとき (注)補償対象者の特定感染症の発病によって記名被保険者[*]が被る損害に対しては、「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」ではなく、この特約でお支払いします。 (※1)補償対象者が記名被保険者の構成員(役員等および使用人)以外の方の場合は、記名被保険者との契約(請負契約、委任契約、労働者派遣契約等)に基づき、記名被保険者の業務に従事することが定められた期間であり、かつ保険期間中であることをいいます。 (※2)一連の発病^(※3)における最初の発病の日をいいます。 (※3)同一の事業場において、複数の補償対象者が特定感染症を発病した場合で、直前に発病した補償対象者の発病の日の翌日から起算して14日以内に別の補償対象者が発病したときは、それら複数の補償対象者の発病を、感染経路にかかわらず「一連の発病」とみなします。	記名被保険者[*]が次の①～⑤の費用を実際に負担し、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、一連の発病につき、事業者費用補償特約支払限度額または100万円のいずれか低い額を限度とします。 ①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 ②特定感染症を発病した補償対象者が業務を行っていた事業場の消毒費用等の復旧費用 ③特定感染症を発病した補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用^(※1) ④特定感染症を発病した補償対象者の業務を代替する労役を得るために要した上記③以外の費用^(※2) ⑤特定感染症を発病した補償対象者と同一の事業場における他の補償対象者について、事業場以外の場所で事業を継続するために記名被保険者が貸与または支給する携帯型通信機器およびノートパソコン・タブレット端末の通信費用^{(※3) (※4)} (※1)代替要員の賃金は含みません。 (※2)残業・休日勤務または夜間勤務による割増賃金、外注費、代替者の職場環境整備のために要した各種備品代等をいいます。 (※3)特定感染症の発病の日より前からこれらの携帯型通信機器およびノートパソコン・タブレット端末を使用していた場合は、その通信費用は含みません。 (※4)通信費用には、これらの機器の取得費用は含みません。また、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日以内の期間におけるこれらの機器の通信費用に対する費用に限ります。 (注)損害[*]が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	●初年度契約^(※)の場合、始期日の翌日から起算して14日以内に特定感染症を発病したことによる損害については保険金をお支払いしません。 (※)継続契約以外の「事業者費用補償(ワイド・実損型)特約」がセットされている契約をいいます。
コンサルティング費用補償特約	次のいずれかの事象が保険期間中に発生した場合に、その事象の発生の日からその日を含めて180日以内に、被保険者^(※1)が、日本国内で行うコンサルティング^(※6)に関する右記「お支払いする保険金の額」①～③の費用を負担したとき (1)補償対象者[*]が、業務に従事している間[*]に身体の障害^(※7)を被った場合(業務に従事している間に身体の障害を被ったと疑われる場合を含みます。) (2)「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する損害賠償請求がなされた場合^(※8)または損害賠償請求がなされたものとみなされる場合^(※9) (3)「雇用慣行賠償責任補償特約」に規定する、被保険者の不当行為に対する、損害賠償請求以外の争訟がなされた場合^(※9) (※1)被保険者とは次のいずれかに該当する方をいいます。 (ア)上記の事象(1)に該当する場合は次ページの表のとおり (次ページにつづく)	被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て次の①～③の費用を実際に負担し、かつ、その額および用途が社会通念上妥当な場合、その費用に対して保険金をお支払いします。ただし、補償対象者1名につき、100万円を限度とします。 ①左記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生した場合の相談等対応 ②再発防止対応 ③左記「保険金をお支払いする場合」の事象が発生したことによって失った記名被保険者の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等の方法の策定 (注)損害が生じたことにより他人から回収した金額がある場合は、この金額を差し引いた額を限度とします。	●次のいずれかに該当する事由によって生じた損害については、保険金をお支払いしません。 ①保険契約者もしくは被保険者またはこれらの業務に従事する場所の責任者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性等 (次ページにつづく)

保険金・特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合										
コンサルティング費用補償特約	(前ページからのつづき) <table><tr><td>右記以外の場合</td><td>記名被保険者*が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請(*2)負人の役員等または使用人が補償対象者である場合</td></tr><tr><td>(a) 記名被保険者*</td><td>(a) 記名被保険者</td></tr><tr><td>(b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(*3)(*4)</td><td>(b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(*3)(*4)</td></tr><tr><td></td><td>(c) 記名被保険者の下請負人(*2)(*5)</td></tr><tr><td></td><td>(d) 上記(c)の役員および使用人(*5)</td></tr></table> (イ) 前ページの事象(2)および(3)に該当する場合は記名被保険者 (*2) 建設業法第1章第2条に定める下請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。 (*3) 既に退任している役員または既に退職している使用人を含みます。ただし、初年度契約の始期日より前に退任した役員および退職した使用人を除きます。 (*4) 記名被保険者の業務遂行に起因して損害を被る場合に限ります。 (*5) 記名被保険者の日本国内で行う業務遂行に起因して損害を被る場合に限ります。 (*6) コンサルティング事業者(上記の事象に関連した被保険者の対応の全般または一部を支援、指導または助言を行う者をいい、弁護士および司法書士を含みます。)が行う支援、指導または助言業務をいいます。 (*7) 傷害または疾病(風土病は除きます。)をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。 (*8) 「雇用慣行賠償責任補償特約」の「お支払いする保険金の額」(注)①もしくは②に該当する損害賠償請求を含みます。 (*9) 日本国内においてなされた行為に起因して、日本国内においてなされた場合に限ります。	右記以外の場合	記名被保険者*が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請(*2)負人の役員等または使用人が補償対象者である場合	(a) 記名被保険者*	(a) 記名被保険者	(b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(*3)(*4)	(b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(*3)(*4)		(c) 記名被保険者の下請負人(*2)(*5)		(d) 上記(c)の役員および使用人(*5)		(前ページからのつづき) ●左記「保険金をお支払いする場合」の(2)および(3)の事象に該当する場合は、直接であると間接であるとを問わず、「雇用慣行賠償責任補償特約」で規定する被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害については保険金をお支払いしません。 ①初年度契約(*1)の始期日より前に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。 ア. 初年度契約(*1)の始期日から1年を経過した日以降に一連の損害賠償請求がなされた場合 イ. 他の保険会社において、初年度契約(*1)の始期日を保険期間の満期日とし、雇用慣行賠償責任補償特約第2条(保険金を支払う場合)①に規定する損害を補償する保険契約を締結していた場合で、かつ、その保険期間中に行われた不当解雇等に起因する一連の損害賠償請求がなされた場合 ②この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(*2)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求 ③この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 (*1) 継続契約以外の「コンサルティング費用補償特約」がセットされている契約をいいます。 (*2) 適用の判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。なお、知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。 等
右記以外の場合	記名被保険者*が建設業者の場合で、かつ、記名被保険者の下請(*2)負人の役員等または使用人が補償対象者である場合												
(a) 記名被保険者*	(a) 記名被保険者												
(b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(*3)(*4)	(b) 記名被保険者のすべての役員および使用人(*3)(*4)												
	(c) 記名被保険者の下請負人(*2)(*5)												
	(d) 上記(c)の役員および使用人(*5)												

セットする特約	特約の説明
天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により損害が生じた場合にも、次の①～⑱の特約をセットしているときに保険金をお支払いする特約です。 ①死亡補償保険金・後遺障害補償保険金支払特約 ②入院補償保険金・手術補償保険金支払特約 ③通院補償保険金支払特約 ④傷害医療費用補償保険金支払特約 ⑤入院時一時補償保険金支払特約 ⑥退院時一時補償保険金支払特約 ⑦長期療養補償保険金支払特約 ⑧休業補償保険金支払特約 ⑨特定疾病(八大疾病および精神障害)・介護休業時対応費用補償特約 ⑩疾病補償(医療費用実損型)特約 ⑪疾病補償(入院日額型)特約 ⑫出産・育児休業支援費用補償特約 ⑬事業者費用補償(ベーシック・実損型)特約 ⑭事業者費用補償(ワイド・実損型)特約 ⑮事業者費用補償(定額型)特約 ⑯被災労働者支援費用補償特約 ⑰コンサルティング費用補償特約 ⑱使用者賠償責任補償特約

用語のご説明

カ行

- **拡大治験** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験をいいます。
- **患者申出療養** 厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして主務大臣に個別に認められた病院等において行われるものに限りします。
- **記名被保険者** 加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。
- **業務に起因して発生した症状** 補償対象者の業務遂行に伴って発生した労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条に列挙されている疾病のうち、次の①から③までの要件をすべて満たすものをいいます。
ただし、職業性疾病等を除きます。なお、発症の認定は医師の診断によるものとし、その診断による発症の日を事故の発症の日とします。
 - ①偶然かつ外来の原因によるもの
 - ②労働環境に起因するもの
 - ③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの
- **業務に従事している間** 次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。
 - ①補償対象者が職務等に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - ②上記①にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等である場合には、役員等としての職務に従事している間で、かつ、次のア. からオ. までのいずれかに該当する間
 - ア. 被保険者の就業規則等に定められた正規の就業時間中
 - イ. 被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間
 - ウ. 被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - エ. 取引先との契約、会議などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設または業務を行う場所との間を合理的な経路および方法により往復する間
 - オ. 補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発生した場合の職務従事中および通勤中
 - ③上記①および②にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の傭（よう）車運転者である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間をいいます。
- **ケガ（傷害）** 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、補償対象者が原因物質を被保険者の業務に従事している間に、業務に起因して吸入、吸収または摂取したことにより発生したことが時間的および場所的に確認できるものに限りします。
 - ・「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 - ・「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が補償対象者にとって予知できない、補償対象者の意思に基づかないこと」を意味します。
 - ・「外来」とは、「保険事故の原因が補償対象者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

^(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

サ行

- **事故** 傷害についてはその原因となった事故を、業務に起因して発生した症状および労災認定された疾病等についてはその発症をいいます。
- **支払限度額** 保険金をお支払いする限度額をいいます。
- **職業性疾病** 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、補償対象者が長時間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し発生したことが明白なもの^(*)をいいます。
 - ^(*)振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症またはじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病またはその他これらに類する症状をいいます。
- **職業性疾病等** 次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、次の②から④までの症状からは、労災保険法等によって給付が決定されたものを除きます。
 - ①職業性疾病
 - ②疲労の蓄積または老化によるもの
 - ③精神的ストレスを原因とするもの^(*)
 - ④かぜ症候群
 - ^(*)ストレス性胃炎等をいいます。
- **身体障害** 傷害、業務に起因して発生した症状または労災認定された疾病等をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- **先進医療** 治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りします。
- **損害** 補償対象者が被保険者の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、被保険者が補償金や費用を支出することによって被る損害をいいます。

ハ行

- **被保険者** 保険契約により補償を受けられる方をいいます。
- **ベッド等使用料** 病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料をいいます。
- **法律上の損害賠償責任** 主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。
- **保険金** 普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
- **補償金** 記名被保険者が補償対象者または遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。
- **補償対象者** このパンフレットのP11をご参照ください。

ラ行

- **労災認定された疾病等** 労災保険法等によって給付が決定した脳疾患、心疾患その他の疾病等および職業性疾病をいい、傷害および業務に起因して発生した症状を除きます。
なお、労災保険法等によって発病の日と認定された日を事故の発症の日とします。
- **労災保険法等** 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）もしくは船員保険法（昭和14年法律第73号）またはその他日本国の労働災害補償法令をいいます。

事故が発生した場合のお手続き

■事故が起こった場合

(1) 事故が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等

①事故が起こった場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

損害の発生および拡大の防止または軽減

ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

②損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

○損害賠償請求を最初に知った時の状況 ○申し立てられている行為 ○原因となる事実

(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	死亡・ 後遺障害	入院・ 手術	通院
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	○	○	○
(2) 引受保険会社所定の事故状況報告書	事故状況報告書兼証明書、労働者死傷病報告(写)	○	○	○
(3) 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関の証明書、交通事故証明書 等	○	○	○
(4) 補償対象者であることを確認するための書類	契約書(写)、請負契約書(写)、発注書(写)等	○	○	○
(5) 死亡診断書または死体検案書および補償対象者の戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、補償対象者の戸籍謄本および遺族の戸籍謄本	○		
(6) 後遺障害の程度を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他後遺障害の内容・程度を示す書類 等	○		
(7) 労災認定を受けたことを確認できる書類(労災認定された疾病等によって生じた損害の場合)	労災保険法等の給付請求書(写)、労災保険法等の支給決定通知書(写)	○	○	○
(8) 記名被保険者が支払った補償金の額を証明する書類(補償対象者に対して補償金を支払った後に保険金を請求する場合)	補償金の振込伝票(写)または補償金受領書	○	○	○
(9) 保険金を補償金に充当することについての補償対象者または、その補償対象者の遺族の承諾書(補償対象者に対して補償金を支払う前に保険金を請求する場合)	保険金を補償金に充当することについての承諾書	○	○	○
(10) 記名被保険者から補償対象者の遺族への補償金について支払または受領を確認できる書類とした場合(「保険金の請求に関する特約」をセットした場合) ^(注)	補償金の振込伝票(写)または補償金受領書 (注) 保険金をお支払いした日からその日を含めて30日以内にご提出いただくことが必要となります。	○ (死亡のみ)		
(11) 身体障害の程度および手術の内容を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等		○	
(12) 入院した日数を証明する病院または診療所の証明書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等		○	
(13) 身体障害の程度を証明する、身体障害を被った補償対象者以外の医師の診断書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等			○
(14) 通院した日数を証明する病院または診療所の証明書	引受保険会社所定の診断書、診療報酬明細書、治療費領収書、診療明細書、入院・通院・手術申告書 等			○
(15) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	引受保険会社所定の同意書 等	○	○	○

(3) 保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、(2)をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(5) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(6) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

ご加入にあたっての留意事項

- この保険(業務災害補償プラスをさします。以下同様です。)は一般社団法人全国地質調査業協会連合会が保険契約者となる団体契約です。
- この保険にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が一般社団法人全国地質調査業協会連合会傘下の各協会の会員企業である場合に限りです。
- 申込人と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合は、この書面に記載の事項につき被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください(<https://zenchiren-geo.jp>)。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険契約は「共同保険に関する特約」に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。
 - ・三井住友海上(幹事会社)
 - ・あいおいニッセイ同和損害保険
- 保険会社破綻時等の取扱い
 - 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

また、団体契約の安定的な運用および事故の円滑な解決のため、加入者の保険金請求状況等を保険契約者(団体)、代理店・扱者に提供することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター

0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター

0570-022-808

[ナビダイヤル(全国共通・通話料金有料)]

- ・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ(下記)をご覧ください。
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

重要事項のご説明

- この書面は、業務災害補償保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特約（以下、「普通保険約款・特約」といいます。）に記載していますのでご確認ください。
- 申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I | ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み **契約概要**

業務災害補償保険
普通保険約款

+

自動セット
特約 (注1)

+

各種
特約 (注2)

この保険は全地連オリジナルプランとフリープランがあり、いずれかのプランをご選択のうえ加入していただけます。それぞれのプランでお支払いする主な保険金の種類は、「2.(1)④保険金をお支払いする主な場合およびお支払いの対象となる保険金の種類」をご参照ください。

(注1) 次の特約となります。

- ・業務災害補償保険追加特約
- ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
- ・サイバーインシデント補償特約
- ・職業性疾病補償特約

(注2) セットできる主な特約については、「2.(1)④保険金をお支払いする主な場合およびお支払いの対象となる保険金の種類」「2.(2) セットできる主な特約」をご参照ください。

2 引受条件等

- (1) 補償内容
- ①被保険者 **契約概要**
補償の内容によって、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
 - ②記名被保険者 **契約概要**
加入申込票の「記名被保険者」欄に記載された被保険者をいいます。
 - ③補償対象者 **契約概要**
このパンフレットの「ご加入の条件」のページをご参照ください。
 - ④保険金をお支払いする主な場合およびお支払いの対象となる保険金の種類 **契約概要**
このパンフレットの「補償範囲」のページをご参照ください。
 - ⑤保険金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**
このパンフレットの「補償範囲」のページをご参照ください。

- (2) セットできる主な特約 **契約概要**
- セットできる主な特約は、このパンフレットの「補償範囲」のページをご参照ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- (3) 複数のご契約があるお客さまへ **注意喚起情報**
- 次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（業務災害補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や支払限度額・日額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回セットしていただく特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
① 使用者賠償責任補償特約	・労働災害総合保険 使用者賠償責任条項 ・ビジネスプロテクター 使用者賠償責任補償特約
② 事業者費用補償（定額型/ベーシック・実損型/ワイド・実損型）特約	労働災害総合保険 災害付帯費用補償特約
③ 雇用慣行賠償責任補償特約	ビジネスプロテクター 雇用慣行賠償責任補償特約
④ コンサルティング費用補償特約	労働災害総合保険 コンサルティング費用補償特約

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- ① 保険期間
この保険の保険期間は1年間となります。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。
- ② 補償の開始時期
始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は、第1回分割保険料）は、保険料の払込みが猶予される場合^(注)を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。**保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。**
(注) 保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「3.(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い」をご参照ください。
- ③ 補償の終了
満期日の午後4時に終了します。

- (5) 支払限度額・日額 **契約概要** **注意喚起情報**
- 支払限度額・日額とは、保険金をお支払いする限度額・日額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・日額につきましては、加入申込票の「支払限度額・日額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- なお、支払限度額・日額は、政府労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。
- 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

① 保険料

保険料^(注)は、支払限度額・日額、事業種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

② 被保険者数割引の適用

ご加入いただいた被保険者の数にしたがって、被保険者数割引を適用することができます。ただし、割引率は被保険者の数により変動します。このため、加入状況により割引率が変更となる場合があります。

③ 損害率による割増引

この団体契約に加入されるすべての加入者共通の割増引として、損害率による割増引が適用されます。割増引率は、過去の一定期間の保険料の合計に対するお支払いした保険金の合計の割合等に応じて変動します。このため、保険金のお支払状況により翌年度の割増引率が変更となる場合があります。

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

このパンフレットの「お申込方法」のページをご参照ください。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は、このパンフレットに記載の方法により払い込んでください。このパンフレットに記載の方法による保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

4 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II | ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項) 注意喚起情報

(1) 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 引受保険会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(3) この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保

険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

2 クーリングオフ(ご加入のお申込みの撤回等) 注意喚起情報

この保険は、ご加入のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3 その他

保険料算出のための確認資料

ご加入の際に、保険料を算出するために必要な資料^(注)を引受保険会社にご提出いただきます。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(注) 引受保険会社様式による「申告書」等をいいます。

III | ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項) 注意喚起情報

(1) ご加入後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

① 加入申込票の「※印」がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合

② ご加入時にご提出いただいた加入申込票等の記載内容に変更が生じる場合

(2) 次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

① 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合

② 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

(1) この保険契約を脱退(解約)する場合は、ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

(2) 脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(3) 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

3 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

4 失効について

注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

5 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

業務災害補償プラスの 「約款」や「事故報告書」は、 株式会社ジオ・ビジネスサービスのホームページよりご参照ください。



■各種保険制度の内容をわかりやすくご説明、
WEBで簡単にお見積依頼・資料請求可能！

■万が一事故にあわれた際は、
WEBからも事故報告できます！

■今まで開催したWEBセミナー等、
福利厚生お役立ち情報を掲載！



各保険の詳細ページには、パンフレットや
約款※、加入申込票を掲載！
困った時にすぐ、ご参照いただけます。
※加入者証「備考欄」記載の6ケタを入力
してください。



事故の際の
連絡先情報や
事故報告書も
掲載！



保険料お見積依頼や
資料請求依頼もWEB
から可能となっております。

株式会社ジオ・ビジネスサービス
ホームページ

<https://zenchiren-geo.jp>

二次元コードで読み取る場合はこちらから▶



全地連の保険制度のご紹介

全地連では会員企業の皆さまに以下の制度をご用意しております。

いずれも地質調査業者専用に企画された専用商品で、充実した補償内容となっておりますのでご加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、制度の詳細につきましては、全地連のホームページ(<https://www.zenchiren.or.jp>)またはジオ・ビジネスサービスのホームページ(<https://zenchiren-geo.jp>)をご覧ください。

～現場調査・工事に係る
賠償責任の補償～

第三者賠償補償制度
汚染地盤修復工事賠償補償制度

～労働災害等の補償～

労災上積み補償制度
業務災害補償プラス

～報告書、設計書の瑕疵に係る
賠償責任の補償～

**地質コンサルタント総合かし
賠償補償制度**

～サイバーリスクに係る
賠償責任の補償～

**サイバープロテクター
補償制度**

～ボーリングマシンの
損害を補償～

**ボーリングマシン
補償制度**

～病気、ケガによる死亡保障～

死亡保障制度

～病気、ケガによる入院保障～

医療保障制度

～長期の就業障害に備える～

生涯収入サポート

本制度のお問合わせ先

制度運営

一般社団法人 **全国地質調査業協会連合会**

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 (内神田TKビル3F)

☎ 03-3518-8873 FAX 03-3518-8876

代理店・扱者

株式会社ジオ・ビジネスサービス (全地連直属代理店)

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 (内神田TKビル3F)

☎ 03-3518-4900 FAX 03-3518-4901

E-mail: geo-info@zenchiren-geo.co.jp

<https://zenchiren-geo.jp>

引受保険会社 幹事会社

三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部
営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

☎ 03-3259-6681 FAX 03-3259-7213

非幹事会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社